

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」に基づき、関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の推進に関する事項。
- （2）近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する調査および研究に関する事項。
- （3）その他近江の地場産業および近江の地場産品の振興のために必要な事項。

（組織）

第3条 協議会は、学識経験を有する者、地場産業および地場産品関係者、行政関係者、その他必要と認められる者のうちから、15人以内の委員で構成する。

2 協議会に、会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を主宰し、副会長は、会長に事故ある時にその職務を代行する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長を持って充てる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、商工観光労働部イノベーション推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年9月13日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。